広報にいつ

発行所　新津市役所
発行人　新津市役所 市長公室
電話代表500番
印刷所　坂爪印刷工業
毎月一回発行

人口動態
（昭和38年7月末日現在）

人口	56,422
世帯数	11,297

（7月中）

出生	72	死亡	31
婚姻	29	離婚	5
転入	105	転出	201

住民実態調査
選挙権にも直接影響
調査基準日　九月十五日

この調査は新津市に住所を有する者全員について行ない、市民のみなさんが居住している実態を把握し、市の各種の行政事務の基本となる資料の整備のために行なう大切なものであります。

なお、この度法の改正によって、住民登録の有無が選挙権に直接影響することになりましたので、この調査に漏れたり、調査名簿に記載されなかったため、大切な選挙人名簿に載らない場合等が生ずることもありますのでよろしくお願いいたします。

一、調査の基準時期
昭和三十八年九月十五日午前零時現在

二、調査の対象
昭和三十八年九月十五日午前零時現在における新津市の全住民（新津市に住所を有する市民）

三、調査の根拠等
新津市の任意調査です

四、調査区と調査員
調査区は昭和三十五年の国勢調査の際設定された調査区に準じます。したがって全部で二二三の調査区となり、調査員も二二三名が委嘱されますがほとんど市役所職員によって行なわれます。

五、調査方法
調査は昨年と同様に各世帯単位に調査を実施し「ききとり」調査とします。

六、調査項目
- 氏名
- 世帯主との続柄
- 男女別
- 生年月日
- 本籍
- 筆頭者の氏名
- 住民となった年月日
- 転入（居）以前の住所及び転入（居）年月日
- 転出（居）先の住所及び転出（居）年月日
- 勤務先事業所名
- 事業所の事業の種類
- 職業
- 年金加入状況
- 健保加入状況
- 世帯の住所

以上が調査の全項目でありますが、前にものべましたごとくこの調査は市の任意調査ですので、回答については強要はいたしません。ただし居住欄について回答のない場合は後日住民登録法によって再調査をすることもありますのでご留意願います。

七、調査期間
- 予備調査　九月十二日～十四日
- 本調査　九月十五日～十九日

以上のとおりですが、この調査は大切な調査でありますので、何分のご協力を重ねてお願いいたします。

※なお、住民登録の届出は十四日以内にしないと罰せられることがありますのでご注意下さい。

母子健康センター建設きまる
完成は十一月下旬予定

かねてから懸案であった母子健康センターの建設は七月議会で議決され予定通りにゆけば八月下旬着工、十一月下旬竣工することになりました。建設場所は日宝町青年研修所裏になります。

この母子健康センターの使命は今までも行なわれてきた乳幼児検診、離乳食講習会、家族計画指導等の指導部門のほか助産も行なうものであり

この助産については、母子健康センターで完全給食、完全看護を行なうほか寝具、おむつ等も揃えてあり、退所するまで一切のお世話をセンターがやりますので、手のたりない家庭や、住宅事情で自分の家でお産の出来ない人、施設分娩を望めない者などにとっては大きな福祉施設ともなるわけであります。

これによって、こんご母子衛生事業も一層総合的な進展をとげることになり母子愛育会、婦人会等の各団体からも期待を寄せられております。

総工費五七一万円、鉄造、乳幼児指導室、姙婦指導室、産室三部屋、給食室、洗濯室、宿直室のほか分娩室を備え、面積三〇六、九平方米である。

保険給付
こんな場合制限される

他の社会保険との二重加入が全面的に認められなくなってから二か年余この間、誤って国保の被保険者証を使用され給付がなされたことが相当数みられました。特に多いケースとして他の社会保険に加入して国保の資格を喪っておる人が届出を怠り（国保法では十日以内に届出の義務）被保険者証を返納または訂正をしないためによることが多いように思われます。

資格喪失後、国保の被保険者証を使われますことは、使われた方はもちろんのこと、市としても医師の方々としても相当手数のかゝることが多いわけですから、そのようなことのないよう届出について特段の留意をお願いいたします。

なお具体的に次のような場合給付の全部または一部を制限されることがあります。

1 故意に事故を起したりけんかやよっぱらって事故を起こし診療をうけたとき。
2 不正行為によって保険給付をうけたとき
3 被保険者証を他人に貸したりまたは資格を失なった后も届出せず不正に使用したとき
4 第三者（加害者）からその傷病に対して医療の賠償があったとき、
5 正当な理由がなく担当医師の指示に従わないとき
6 特別の理由なく健康保険医の指定を受けない医師の診療をうけたとき
7 正当な理由なく被保険者証を提出せず医療費の全額を支払ったとき

6については被保険者証を提示しても全額支払いをしなければなりません。特別の理由があったと認められた場合のみ、保険の基準により現金で給付されます。

「丹毒病」等に備え
豚舎の一齊消毒
西島養豚組合

昨年は晩夏から、「豚丹毒」と「トキソプラズマ病」が西島、大蔵、小合東部地区に発生し養豚家に大きな被害を与えました。そこで西島養豚組合では他に先がけ、部落一斉共同作業で全豚舎内外の消毒を実施しました。

これには、県畜産課、家畜保健衛生所の協力で衛生車の出動を願い機械の力で効果的な消毒が実施でき、まさに消防車を思わせるような衛生車の威力に部落の人達も目をみはっておられたようです。

使用した薬剤は、殺菌ネオキシロン、殺虫剤ダイアゲノン乳剤の混合液として噴霧しました。この先も養豚農家が一致協力して、毎月一回一斉消毒を行ない疾病の予防と環境衛生の向上に努力しようと張切っております。

全市各部落ともこのような衛生対策が一日も早く確立できることを望んでおります。

豚舎の一斉消毒で伝染病を一掃（西島地区）

住宅統計調査　10月1日
住宅政策推進の鍵

十月一日を基準日として、住宅統計調査が行なわれます。

この調査は、わが国の住宅とその居住世帯の状況を把握し、その推移を明らかにすることによって、住宅関係施策を実施する上の基礎資料としての統計を得ることが目的で、昭和二十三年以来、五年ごとに行なわれ、今年は第四回目にあたるものです。

調査対象は、国勢調査の調査区のうちから、一定の率をもって、国が指定するもので、当市は、二十の調査区が指示され指定された調査区内の全世帯について行ないます。

調査項目は、現下の住宅事情に鑑み、住宅政策を強力に推進すべき現状にあることから、充実したものとなっていて、宅地状況や、家庭の経済程度にまで及んでいます。

調査の方法は、該当地区内の全世帯を調査員が訪問し、調査票を配布して記入をおねがいし、後に取りまとめに伺う際にまたいろいろとおたずねする方法で行なわれます。

調査員が訪問したときは、趣旨をご理解されて積極的な協力を切に望みます。

新津市収入役
土屋虎三郎氏が就任

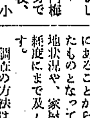

土屋収入役

いままで欠員となっていた市収入役は、去る七月二十五日の市議会の同意を得、八月十日付で土屋虎三郎氏が就任されました。

氏は市内梅ノ木の出身で小合村助役、同収入役、小合支所長等を歴任し、就任されるまで新津郷土地改良区の常務理事として勤務しておられました。

市役所の内部機構にも明るく、今後の活躍が大いに期待できます。

市から　お中元

市および市社会福祉協議会では、旧盆にわずかでもうるおいをと、全市の被保護三三七世帯に平均六五〇円のお中元を贈り喜こばれました。

今月の納税
市県民税　二期
個人事業税　一期

三才児健康診査実施

本市では九月上旬満三才に達した幼児に対して健康診査を実施いたします。

対象
自昭和34年10月1日　至昭和35年4月1日の間に出生したもので該当者には個人通知をいたします。

〝三ッ児の魂百まで〟といわれるように、この時期は精神発達の面でも身体行動の面でも独立期にあたり、人間形成に大きな影響をもたらす重要な時期とされています。またこの時期の障害は、たとえ軽いものであっても発育途上にある幼児の場合には、種々のよくない影響を将来にのこすおそれがあります。

たとえば、言葉がうまく喋れないために遊び仲間もなく暗い性格になるとか、軽度の難聴があっても耳からの刺激や知識の吸収が少なくなるため知能の発達が遅れるなど、その及ぼすところは少くありません。この時期に早めに適切な処置をすれば十分取り返される障害も少なくないわけです。これが診査を実施しいろいろな欠かんを発見して適正な治療やしつけ等の相談に応じますので、該当者は発育の良否にかゝわらず受診されるようおすすめいたします。

小児マヒ予防について

小児マヒを予防するため、経口生ワクチンの飲用とソークワクチンの注射が行なわれておりますが、両方とも小児マヒ予防のため混同して考えているむきもありますが、

1、経口生ワクチン
専用の稀釈用液でうすめ、飲用して腸壁に耐性を作り菌の侵入を防ぐ。

2、ソークワクチン
注射により血液中に免疫をつくる。

というようにそれぞれ違った効力をもっています。

現在行なわれている小児マヒ予防は両者を併用していますが、

- 生ワクチン
Ⅰ型Ⅱ型Ⅲ型（各々混合有）をのみ
- ソークワクチン
注射三回を終了してはじめて両方の免疫ができることになっています。

自分の子供は、はたしてこれを完全に終了しているかどうかよく確めていただき、こんごの予防にご協力下さい。

なお、いまだ一度も接種していない方、また三回目を受ける方は九月中にソークワクチンによる予防接種を実施いたしますから必ず受けましょう。

現金を郵送する場合は

現金を普通郵便に同封して送ることは禁止されております。現金を郵送する場合には、郵便局または、郵便切手類売りさばき所で売っている現金封筒（定価三円）に入れ厳重に封をして、その封じ目に現金封かん紙をはり、印章で鮮明に封印して郵便局の窓口で書留として差し出していただきたい。

こうしておけば、万一のときにも、差出の際お申し出になった金額までは損害賠償をすることになっている。

なお、少額の送金方法としては、料金も安く、簡便で、しかも普通郵便で送ることのできる定額小為替の制度もあります。